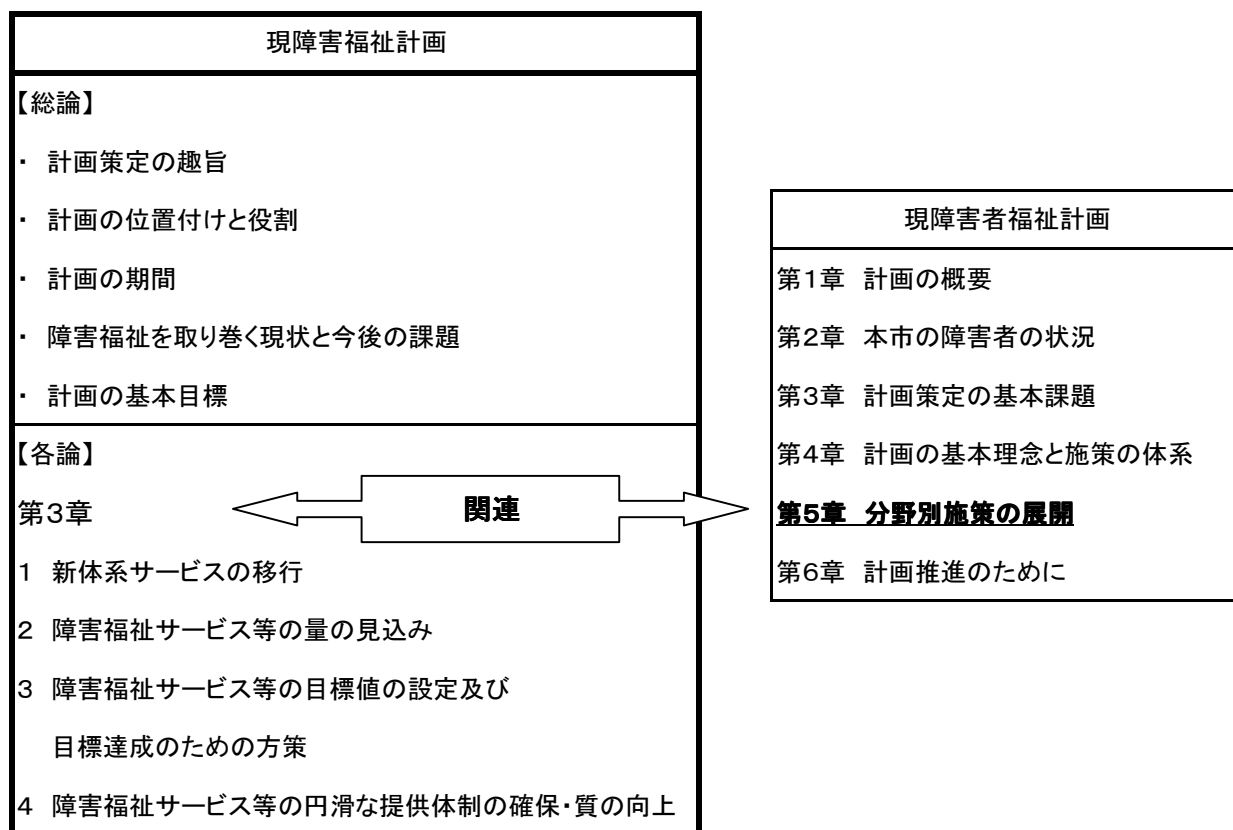


宇部市障害福祉計画の策定について

1 障害福祉計画と障害者福祉計画の関係

障害福祉計画は、障害福祉サービスごとの目標値やその目標達成の方策など、具体的な事項を定めたものであり、障害者福祉計画中の「福祉サービスの充実」と関連するものです。

障害者福祉計画は、国の「障害者基本計画」・県の「やまぐち障害者いきいきプラン」との整合を図りながら、障害者施策の基本方針や目標を定めるものです。

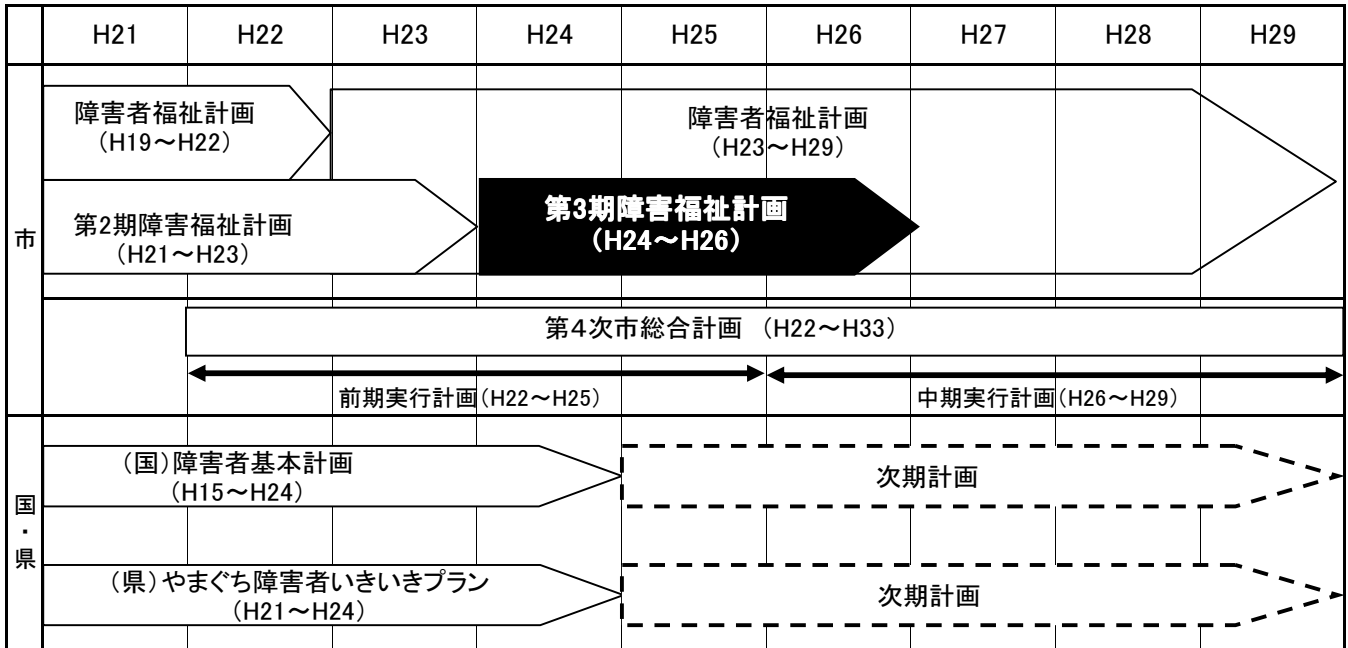


	障害者福祉計画	障害福祉計画
	障害者基本法第9条第3項	障害者自立支援法第88条
根拠法令	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。
位置づけ	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画

2 計画期間

次期計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、現在国においては、障害者基本法の改正や障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」の制定など、障害者施策の抜本的な改正が検討されていることから、これらの動向を注視するとともに、第4次宇部市総合計画(前・中期実行計画)との整合性も考慮しながら、必要に応じ、計画の見直しを行うこととします。



3 今後のスケジュール(案)

